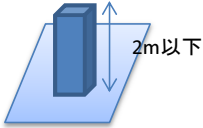
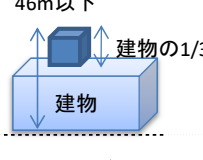
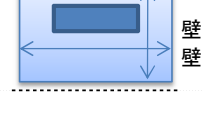






伊根町屋外広告物条例
伊根町屋外広告物条例施行規則

【 】は伝建地域に適用

①届出に対する許可基準（規則別表） ※ 禁止地域や禁止物件への表示設置は不可

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件	伝建地域以外	伝建地域
1 広告塔					
(1) 路上広告塔		・高さ（地上高）=2m以下			同左
(2) 屋上広告塔		・高さ=設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から46m以下	永久構造物	46m以下 	同左
(3) 一般広告塔		・高さ=地上から30m以下（木造は10m以下）	道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置		同左
2 軒下広告物					
(1) 壁面に直接設置するもの（直描を含む）	設置壁面積の1/2以下 【面積=1.5㎡以下】	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない 【長さ=1.5m以下】	道路路上に突出しない		 壁面の長さを超えない 長さ1.5m以下 壁面面積の1/2以下
(2) 突き出して広告面が壁面と平行なもの	設置壁面積の2/3以下かつ20㎡以下 【面積=1.5㎡以下】	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない 【長さ=1.5m以下】	道路路上に突出しない		 壁面の長さを超えない 長さ1.5m以下 壁面面積の2/3以下、 1.5㎡以下
(3) 突き出して広告面が壁面と直角なもの	10㎡以下 【面積=1.5㎡以下】	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない 【長さ=1.5m以下】	道路路上に突出しない 広告面が両面の場合、両面積の合計が対象となります。		 面積1.5㎡以下 壁面から垂直方向に1m以上突出しない 長さ1.5m以下
3 屋上広告物					
(1) 洋風屋根に設置するもの		・縦=3m以下【縦=2m以下】（脚の長さを含む） ・横=屋根幅の2/3以下	・永久構造物		 脚含む縦2m以下 横 屋根幅の2/3以下
(2) 和風屋根に設置するもの		・縦=2m以下【縦=1m以下】 ・横=屋根幅の2/3以下 ・広告物の上端が大棟の高さを超えない	・永久構造物 ・屋根面に直描しない		 縦1m以下 横 屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない
4 立看板					
		紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して立てかけられ移動性のあるもので、広告内容を表示するもの ・縦=2m以下 ・横=1m以下 ・高さが30cm以上の脚を有する	・掲出期間は許可日の翌日から30日以内 ・道路路上に設置しない		同左
5 建植広告物					
	30㎡以内 【面積=2㎡以内】	上端が地上から6m以下 【上端が地上から4m以下】	・著しい変形でない →美観を損なわないよう留意すること		 面積2㎡以内 高さ4m以下
6 へい垣広告物					
		木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、へい垣を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。 へい垣の高さはへい垣の高さを超えない へい垣の面積の1/2以下	・2個以上重ねて設置するときは、上端が同一の高さである ・へい垣面に直描しない		同左
7 アーチ広告物					
		金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件を利用して、広告内容を表示するものをいう。 ・広告面の縦=2m以下	設置場所は繁華街又はこれに準じる地域		掲出できない
8 気球広告物					
		綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱を利用して広告内容を表示するものをいう。 ・球型で直径3m以下 ・綱の長さ45m以下	・ネット面に広告物を設置する ・補助綱を用いる		掲出できない
9 横断幕					
		布又は網等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して道路等を横断する形で取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。 ・縦=1m以下	設置場所は繁華街又はこれに準じる地域		掲出できない
10 幕広告					
		布又は網等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。 ・幅=1.5m以下 ・長さ=11m以下	幕は布地を用いる		同左
11 はり紙					
	紙等を利用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して貼り付けて、広告内容を表示するポスター等をいう。 1㎡以内	・1辺1m以下	・掲出期間30日以内 ・著しい変形でない		掲出期間は14日以内
12 その他の広告物					
	1～11の広告物の許可基準との均衡を考慮して町長が適当と認めるものであること。				のぼり旗も掲出できません。